

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県知事

公表日

令和5年12月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務。
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・指定難病患者からの申請をもとに審査を行い、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。・支給認定に際しては、患者の属する保険世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。・その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証に反映させる。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 支給認定申請の受理、審査、認定された場合の医療受給者証の交付等。
③システムの名称	難病システム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
指定難病受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の98の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二の120の項 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2、87の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和歌山県福祉保健部健康局健康推進課
②所属長の役職名	和歌山県福祉保健部健康局健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	和歌山県総務部総務管理局総務課情報公開班(和歌山県情報公開コーナー) 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 電話 073-441-2104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部健康局健康推進課 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 電話 073-441-2640

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 中西 淳	健康推進課長 正木 和弥	事後	
平成28年12月28日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	和歌山県総務部総務管理局総務学事課情報公開班(和歌山県情報公開コーナー) 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地	和歌山県総務部総務管理局総務課情報公開班(和歌山県情報公開コーナー) 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地	事後	
平成30年2月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の98の項	番号法第9条第1項 別表第一の97の項	事後	番号法の改正による
平成30年2月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二の120の項	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二の119の項	事後	番号法の改正による
平成30年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	時点修正
平成30年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	時点修正
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 正木 和弥	和歌山県福祉保健部健康局健康推進課長	事後	様式変更
平成31年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	時点修正
平成31年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	時点修正
平成31年2月28日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(記載なし)	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(記載なし)	(記載なし)	事後	様式変更に伴う項目の追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(記載なし)	(記載なし)	事後	様式変更に伴う項目の追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	(記載なし)	[○] 自己点検 [○] 内部監査	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
平成31年2月28日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	(記載なし)	十分に行っている	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和2年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	時点修正
令和2年2月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	時点修正
令和3年1月4日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の97の項	番号法第9条第1項 別表第一の98の項	事後	番号法の改正による
令和3年1月4日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二の119の項	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二の120の項	事後	番号法の改正による
令和3年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和3年1月4日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和3年1月4日 時点	事後	時点修正
令和4年1月4日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二の120の項 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87の項	<情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二の120の項 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2、87の項	事後	番号法の改正による
令和4年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月4日 時点	令和4年1月4日 時点	事後	時点修正
令和4年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月4日 時点	令和4年1月4日 時点	事後	時点修正
令和4年12月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月4日 時点	令和4年12月12日	事後	時点修正
令和4年12月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月4日 時点	令和4年12月12日	事後	時点修正
令和5年12月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月12日	令和5年12月12日	事後	時点修正